

ペットの

飼い方

とルール

を守ろう

!!



③ 犬が逃げたり、迷子にならないようにしてください。

人が危険にさらされるだけでなく、環境へも被害を及ぼすことがありますので、脱走や迷子防止の対策をとりましょう。

④ 犬の習性等を正しく理解して、最後まで責任をもつて飼つてください。

犬の健康と安全に気を配り、その命を終えるまで責任をもつて飼つてください。他の人に迷惑や危害を及ぼさないよう適切なしつけや訓練をしましょ。

⑤ 犬は放し飼いにしないでください。

柵で囲まれた敷地内あるいは室内など人に迷惑を及ぼすことのない場所を除いて、犬の放し飼いはしないでください。



⑥ 犬の粪尿、その他の汚物は適正に処理してください。

散歩中の粪回収
だけでなく最終的な
処理まで責任を持ちましょう！

⑦ 不妊・去勢手術等の繁殖制限をしましょ。

人と動物との共通感染症について正しい知識をもち、感染防止に努めましょ。

① 犬の登録をしてください。

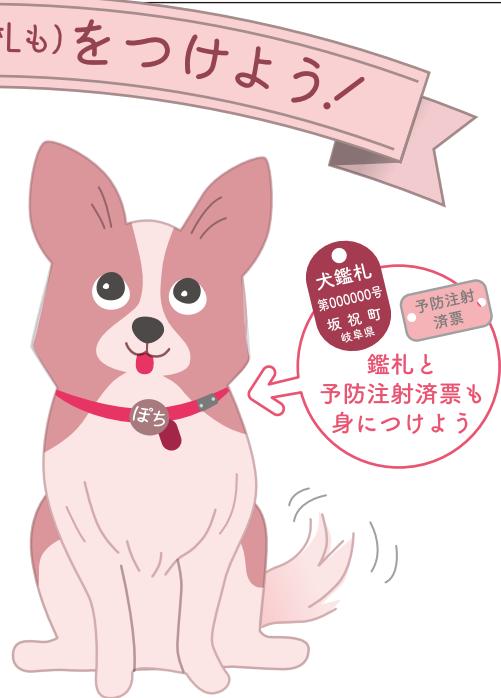
「狂犬病予防法」により生後91日以上の犬は市町村に登録し、登録したことを証する鑑札を犬につけておくことが義務づけられています。

犬が死亡した場合、飼い主の氏名、住所等に変更があった場合は、登録のある市町村に届出が必要です。

② 狂犬病予防注射を年1回受けてください。

狂犬病は過去の病気ではありません。世界では狂犬病により毎年3～5万人が死亡しています。

「狂犬病予防法」により予防注射後には狂犬病予防注射済票の交付を受け、済票を犬につけておくことが義務づけられています。



FOR
CAT

猫の飼い主の方へ



登録等の手続きはありませんが、飼い主は次のことを守つてください。

① 猫の本能・習性をよく理解し、責任をもつて終生飼つてください。

「ウン・尿」「鳴き声」「庭やごみを荒らす」といった猫による苦情は多発し問題となっています。

周りに被害や迷惑を及ぼさないよう、猫の本能・習性や生理をよく理解し、責任をもつて終生飼つてください。

② 飼い猫であることを明示してください。

猫に首輪、名札等をつけ、飼い主を明らかにすることで、迷い猫が少なくなります。



③ 室内で飼いましょう。

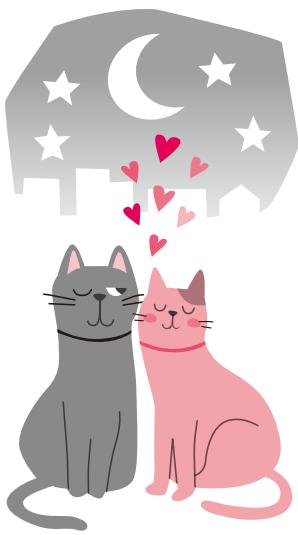
猫は快適な環境を整え、飼い主が「ミニユニケーションをとることで室内でも暮らせます。屋外飼育は、交通事故、ノミ・ダニなどの寄生、感染症など、猫にとつて生命の危険が多く、またウン尿などで近所に迷惑をかけることになります。

④ 不妊・去勢手術等の繁殖制限をしましよう。

自由に繁殖できる状況では、猫は1年に2～3回出産し、すぐに増えてしまいます。動物を飼う空間や、世話をする人手や時間、経済的条件は限られています。次々と生まれてくる動物を全て飼うのも、責任ある新しい飼い主を探すのも限界があります。

毎年多くの子猫が保健所に持ち込まれています。このような猫を増やさないために、飼い主の責任で、不妊・去勢手術による繁殖制限を実施しましょう。

不妊・去勢手術をすることで、病気の予防や、ストレスの軽減にもなります。



⑤ 猫を捨てないでください。

猫を捨てる行為は犯罪です。また、捨てられた猫は、病気や交通事故で死亡したり、野良猫になつて迷惑をかけたりすることになります。

⑥ 飼い主のわからない猫、野良猫に工サを与えると…

飼い主のわからない猫にエサを与えることは、その地域に猫が住みつき、増加する原因となります。所からわずフンをしたり、ごみ置き場を散らかしたり、地域住民にいろいろな迷惑をかけます。安易にエサを与えないようにしてください。

